

小児・
AYA世代の方へ

がん患者等の妊よう性温存療法 支援制度のご案内

浜松市では、将来子どもを授かることを望む小児・若年がん患者さん等に対して、妊娠の可能性を残しておくための治療に必要な費用の一部を補助する制度（「市長あて申請」制度）があります。

申請前に下記の【お問い合わせ先】に電話等にてご相談ください。（必要に応じて、関連制度である「県知事あて申請」制度（裏面参照）のご案内もさせていただきます。



どんな人が申請できるの？

浜松市に住所がある方で、精子、卵子などの凍結保存時に43歳未満の方であることなど、いくつか条件があります。また、生殖医療を専門とする医師の証明などが必要です。詳しくは、下記問い合わせ先へお問合せください。



補助制度の内容を教えてください！

妊よう性温存治療に要する費用を補助する制度で、以下の5種類があります。ただし、保険適用外の費用に限ります。

- 未授精卵子凍結保存
- 胚（受精卵）凍結保存
- 卵巣組織凍結保存
- 精子凍結保存
- 精巣内精子採取術による精子凍結保存



どうやって申請するの？

健康医療課へ電話等でご相談いただいた上で、必要な書類をそろえ、申請してください。



【お問い合わせ先】

浜松市健康医療課健康医療グループ（浜松市保健所3階）

住所：〒432-8550 浜松市中央区鴨江二丁目11-2

電話：053-453-6178

メール：iryu@city.hamamatsu.shizuoka.jp



浜松市ホームページ

「県知事あて申請」制度と「浜松市長あて申請」制度について

【申請先確認フロー】

●いずれの制度も、書類の提出先は浜松市（表面の【お問い合わせ先】）です。

1 あなたが妊よう性温存のための治療を受けている医療機関は、どこですか

- ・令和8年3月時点で静岡県が公表している情報に基づき作成しています。
- ・静岡県以外の都道府県が指定する指定医療機関で妊孕性温存治療が実施された場合も、補助の対象になります。

浜松市	浜松医科大学医学部附属病院、聖隷浜松病院、アクトワーククリニック	静岡市	静岡赤十字病院、静岡レディースクリニック
静岡市	俵IVFクリニック、静岡県立総合病院	沼津市	岩端医院
沼津市	いながきレディースクリニック	三島市	三島レディースクリニック
		富士市	富士市立中央病院、長谷川産婦人科医院
		焼津市	焼津市立総合病院

②へ

C 「浜松市長あて申請」へ

2 研究のため、妊よう性温存に係る臨床情報の提供に同意しますか

- ・提供の臨床情報は、日本がん・生殖医療学会のデータベースに登録され、有効性・安全性など妊よう性温存を促進するための研究に活用されます。
- ・個人情報の取扱いについては、国の要綱により、その保護に十分配慮することとされています。

同意する

- ・病院での同意書記入済の方
- ・アプリ登録済の方

同意しない

「C 浜松市長あて申請」へ

3 あなたが受ける妊よう性温存治療は、何ですか

- ・未授精卵子凍結保存（20万円以下）
- ・胚（受精卵）凍結保存（35万円以下）
- ・卵巣組織凍結保存
- ・精子凍結保存
- ・精巣内精子採取術による精子凍結保存

A 「県知事あて申請」へ

- ・未授精卵子凍結保存（20万円以上）
- ・胚（受精卵）凍結保存（35万円以上）

B 「県知事あて申請 + 浜松市長あて申請」へ

申請先 (金額は補助上限額)	A 県知事あて申請	B 県知事あて申請 + 浜松市長あて申請		C 浜松市長あて申請
		県補助上限額	市補助上限額	
未授精卵子凍結保存	20万円	20万円	20万円	40万円
胚（受精卵）凍結保存	35万円	35万円	5万円	40万円
卵巣組織凍結保存	40万円	—	—	40万円
精子凍結保存	2万5千円	—	—	2万5千円
精巣内精子採取術による精子凍結保存	35万円	—	—	35万円

※補助対象経費の実支出額と上記表の額を比較して、少ない額が補助額となります。